

ダイナースクラブ通信販売加盟店規約 新旧対照条文（傍線部分は改定部分。改定のない条、項、号については省略。）

新規約	旧規約	備考
<p>第2条（用語の定義） 本規約における用語の定義は、次のとおりとします。 (1.~14. 略) 15. 「オーソリゼーション申請」とは、加盟店が通信販売を行う際に、事前に当社の承認を得るために行う、カードの信用照会をいいます。</p> <p>第3条（通信販売にかかる広告） 2. 通信販売加盟店は、広告にあたり次の事項を遵守するものとします。 (4) 次の事項について表示すること ① <u>通信販売加盟店の住所</u> ② <u>通信販売加盟店の名称または氏名</u> ③ <u>通信販売加盟店の電話番号</u>（電子商取引においては電子メールアドレスを併記）</p> <p>第6条（通信販売の方法） 2. 申込書が会員により作成され通信販売加盟店に到着した場合、もしくは電子商取引においてオンライン通信により会員から商品購入に関する申し込みを受け付けた場合には、会員による商品の申し込みがあったものとみなします。ただし、通信販売加盟店は、電子商取引においてオンライン通信により会員から商品購入に関する申し込みを受け付ける場合には、申込者が会員本人であるか否かを認証する手続を行い、カード番号等の会員情報および注文に関する情報を暗号化する等のセキュリティ確保措置・運用方法等について、事前に当社の承認を得るものとします。</p> <p>第7条（事前承認の義務） 1. 通信販売加盟店は、会員より通信販売の申し込みがあった場合は、原則としてその全件について事前にオーソリゼーション申請を行って当社の承認を得ることとし、承認を得た場合は、売上票に当社が通知する承認番号を付記するものとします。</p>	<p>第2条（用語の定義） 本規約における用語の定義は、次のとおりとします。 (1.~14. 略)</p> <p>第3条（通信販売にかかる広告） 2. 通信販売加盟店は、広告にあたり次の事項を遵守するものとします。 (4) 次の事項について表示すること ① 住所 ② 屋号・商号 ③ 電話番号（電子商取引においては電子メールアドレスを併記）</p> <p>第6条（通信販売の方法） 2. 申込書が会員により作成され通信販売加盟店に到着した場合、<u>会員の申し出に基づき通信販売加盟店により作成された場合</u>もしくは電子商取引においてオンライン通信により会員から商品購入に関する申し込みを受け付けた場合には、会員による商品の申し込みがあったものとみなします。ただし、通信販売加盟店は、電子商取引においてオンライン通信により会員から商品購入に関する申し込みを受け付ける場合には、申込者が会員本人であるか否かを認証する手続をおこない、カード番号等の会員情報および注文に関する情報を暗号化する等のセキュリティ確保措置・運用方法等について、事前に当社の承認を得るものとします。</p> <p>第7条（事前承認の義務） 1. 通信販売加盟店は、会員より通信販売の申し込みがあった場合は、原則としてその全件について事前に<u>当社所定の方法</u>により<u>会員の支払方法を通知</u>のうえ、<u>当社に承認を求めるもの</u>とし、承認を得た場合は、売上票に当社が通知する承認番号を付記するものとします。</p>	<p>定義の追加 (信用販売の承認を取得する具体的方法として)</p> <p>特定商取引法の趣旨に沿って、補記または表現修正。</p> <p>通信販売の申込書が「会員の申し出～作成され」とは、通信販売加盟店による「代筆」を許容するとも捉えられかねないため、削除。</p> <p>「当社所定～通知のうえ」の指示するものが不明瞭のため、削除。</p>

新規約	旧規約	備考
<p>3. 通信販売の承認については、当社の判断により拒否する場合があるものとします。<u>通信販売加盟店がオーソリゼーション申請を行い、当社がこれを承認しなかった場合、通信販売加盟店は当該通信販売を行ってはならないものとします。</u></p> <p>第 18 条（会員との紛議）</p> <p>1. 規約に基づき通信販売された商品について、瑕疵・破損・数量不足・遅延・未着・返品・中途解約の申し出等、会員からの苦情があった場合または権利者の商標権・意匠権等の侵害による苦情等、商品自体に関する苦情があった場合、会員、関係省庁その他の行政機関等から第 6 条第 15 項に違反する旨の指摘・指導等を受けた場合には、通信販売加盟店は、全責任をもって速やかに問題を解決し、<u>当社</u>に一切の迷惑をかけないものとします。また、当社が必要と認める場合は、当社が通信販売加盟店に対し適宜指示ができるものとし、通信販売加盟店は、その指示に従わなければならないものとします。</p>	<p>3. 通信販売の承認については、当社の判断により拒否する場合があるものとします。</p> <p>第 18 条（会員との紛議）</p> <p>1. 規約に基づき通信販売された商品について、瑕疵・破損・数量不足・遅延・未着・返品・中途解約の申し出等、会員からの苦情があった場合または権利者の商標権・意匠権等の侵害による苦情等、商品自体に関する苦情があった場合、会員、関係省庁その他の行政機関等から第 6 条第 15 項に違反する旨の指摘・指導等を受けた場合には、通信販売加盟店は、全責任をもって速やかに問題を解決し、<u>ダイナース</u>に一切の迷惑をかけないものとします。また、当社が必要と認める場合は、当社が通信販売加盟店に対し適宜指示ができるものとし、通信販売加盟店は、その指示に従わなければならないものとします。</p>	<p>オーソリゼーション申請が不承認となった場合のルールを明記。</p>
<p>第 19 条（通信販売加盟店の注意義務・消費者保護責任等）</p> <p>3. 通信販売加盟店は、オンライン通信による通信販売の申し込みの受付に際し、消費者保護の観点から、次の対応・措置を講じるものとします。</p> <p>(4) <u>会員からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置のうえ、会員に当該窓口への連絡手段を告知し、当該窓口で受け付ける苦情、問い合わせに対し速やかな対応を行うこと</u></p> <p>(5) <u>その他、当社が必要と認めた事項</u></p>	<p>第 19 条（通信販売加盟店の注意義務・消費者保護責任等）</p> <p>3. 通信販売加盟店は、オンライン通信による通信販売の申し込みの受付に際し、消費者保護の観点から、次の対応・措置を講じるものとします。</p> <p>(4) <u>その他、当社が必要と認めた事項</u></p>	<p>前回（2024年10月1日付け）改定における、抜け漏れ箇所。</p>
<p style="text-align: right;">(2026 年 1 月 15 日改定)</p> <p>通信販売加盟店情報取り扱いに関する同意条項</p> <p>第 1 条（通信販売加盟店情報の収集・保有・利用）</p> <p>1. 通信販売加盟店または通信販売加盟店契約申込者（中略）同意するものとします。</p> <p>((1)～(9) 略)</p> <p>(10) <u>割賦販売法に基づく調査その他割賦販売法に基づく業務により当社が収集した加盟店契約者等に関する情報</u></p>	<p style="text-align: right;">(2024 年 10 月 1 日改定)</p> <p>通信販売加盟店情報取り扱いに関する同意条項</p> <p>第 1 条（通信販売加盟店情報の収集・保有・利用）</p> <p>1. 通信販売加盟店または通信販売加盟店契約申込者（中略）同意するものとします。</p> <p>((1)～(9) 略)</p>	<p>特定商取引法にも沿った内容を(4)として追記。(5)は条づれ。</p>
		改定日
		(10)～(13)を追記。実際に取得している情報であり、(1)～(9)ではカバーしきれない内容であるため。

新規約	旧規約	備考
<p>(11)本規約各条に基づき当社が提供を受けた情報</p> <p>(12)会員から当社に申し出のあった苦情の内容および当該内容に関連して、当社が、会員、加盟店契約者等およびその他の関係者から調査収集した情報</p> <p>(13)行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等に違反し、公表された情報等）および当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店契約者等に関する情報の収集および加盟店会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ）および加盟店信用情報機関の加盟店会員が調査収集した情報</p>		
第3条（当社が加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について）		
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル 6 階	日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）の公表事項 最新版にあわせて文言を修正。
URL	https://www.j-credit.or.jp/	
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、 <u>加盟店</u> における利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為および当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報および利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報ならびにクレジットカード番号等の適切な管理およびクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報およびクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社が JDM センターに報告することおよび加盟店情報交換制度加盟会員（以下「JDM 会員」という。）に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、 <u>加盟店情報交換制度加盟会員会社</u> （以下「JDM 会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社が JDM センターに登録することおよび JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
共同利用する情報	① <u>個別信用購入あっせん取引</u> における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由	① <u>包括信用購入あっせん取引</u> または <u>個別信用購入あっせん取引</u> における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由

新規約		旧規約		備考
	<p>② <u>個別信用購入あっせん</u>に係る業務に關し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由</p> <p>⑤ 利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われるまたは該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客觀的事実である情報</p> <p>⑥ 利用者等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報および当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）</p> <p>⑩ 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、<u>法人番号</u>ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名<u>および</u>生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。</p>	<p>② <u>包括信用購入あっせん</u>または<u>個別信用購入あっせん</u>に係る業務に關し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由</p> <p>⑤ 利用者等の保護に欠ける行為に該当したまたは該当すると疑われるもしくは該当するか判断できないものに係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客觀的事実である情報</p> <p>⑥ 利用者等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報</p> <p>⑩ 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名<u>および</u>生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。</p>		
保有される期間	上記の情報は、登録日（③および⑦にあっては、当該情報に対応する④の措置の完了または契約解除の登録日）から 5 年を超えない期間保有されます。	登録される期間	上記の情報は、登録日から 5 年を超えない期間登録されます。	
共同利用者の範囲	協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者および JDM センター（JDM 会員名は、上記ホームページよりご確認いただけます。）	共同利用の範囲	協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、 <u>立替払取次業者</u> 、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者および JDM センター（JDM 会員名は、上記ホームページよりご確認いただけます。）	
(2026 年 1 月 15 日改定)		(2025 年 7 月 31 日改定)		改定日

以上

LC-6377-202511